

個人情報を含む通知文書の誤送付について

群馬県において、個人情報に記載された文書を誤った宛先に送付する事案が発生しました。
関係者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。
今後、同様の事態を起こさないよう、適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

群馬県は、個人情報に記載された文書（「令和 6 年度農薬適正使用推進員更新研修の実施について」の通知文書）を送付する際に、別人あての文書を誤って送ってしまいました。

表) 令和 6 年度農薬適正使用推進員更新研修通知文書の発送状況

発送数	配達前回収数	送付済数	正送付 ^{※1}	誤送付 ^{※2}	未開封 ^{※3} (正誤不明)
333 者	309 者	24 者	1 者	22 者	1 者

※ 1 : 正しく本人名義の文書が届いたもの

※ 2 : 誤って別人名義の文書が届いたもの

※ 3 : 文書が届いたが、未開封のため、正・誤送付の判断できない文書。県が回収中。

* 誤送付した通知は現在回収中であり、個人情報等の不正利用は確認されていない。

2 誤送付された個人情報

氏名、群馬県農薬適正使用推進員認定番号（*）

（*）群馬県農薬適正使用推進員として認定された順に県が付与する番号

3 経緯

11月6日（水） ・通知文書の封入作業（「通知文書の宛名」と「封筒の宛名」を照合した上で封入すべきところ、十分に照合せず封入してしまい誤りが発生）

11月7日（木） ・通知文書を郵便局が集荷。

11月8日（金） ・別人の通知文書が届いた A 氏が、農政課に連絡。**誤送付が発覚。**
・別人の通知文書が届いた B 氏が、農業事務所に当該文書を持ち込み。
2 件目の誤送付が発覚。
・県は郵便局に通知文書の回収を依頼。

11月8日（金）～14日（木）
・通知文書の送付を受けた方に対し、電話で状況を確認。
（正送付 1 者、誤送付 22 者、未開封 1 者）

4 今後の対応

(1) 謝罪・事実関係の説明

- ・別人の通知文書を受け取った方からは、誤送付の通知文書を回収させていただきます。
- ・個人情報 that 他者に漏えいした方には、事実関係を説明させていただきます。
- ・発送対象となった全ての皆様に正しい通知文書とおわびの文書を送らせていただきます。

(2) 再発防止の徹底

個人情報記載された文書を発送する際は、宛名と封入する文書の氏名等が一致していることを複数人により照合するなど、適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期します。

参考) 農薬適正使用推進員(以下、「推進員」と言う)

- ・平成 17 年(2005 年)度から開始した、県独自の制度。
- ・対象者は、農業者及び農業法人などの農業従事者。
- ・認定者数は 738 者 (令和 6 年 4 月 1 日)。
- ・農政課が農薬に関する研修と試験を実施し、合格者を推進員として認定。
- ・推進員は、農薬の専門知識を習得できるとともに、県から農薬に関する最新情報の提供を受けられる。
- ・県は、推進員が農薬の適正使用に関して、周囲の農業者からの相談に応じたり、アドバイスすることを期待している。
- ・推進員の認定期間は 3 年間。
- ・認定期間が満了する年度に、農政課が主催する更新研修会(今回発送した文書は、更新研修の通知)を受講することで、認定期間が 3 年間延長される。